

# 11月は、「児童虐待防止推進月間」です

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待防止に対する問題に関心を持ってもらうよう、全国で啓発活動を行っています。

## オレンジリボンを知っていますか？

オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。オレンジ色は、子どもたちの明るい未来を表しています。

## 子どもの虐待とは？

**身体的虐待**：殴る、蹴る、投げ落とす、溺れさせる、激しく揺さぶるなど  
**性的虐待**：子どもへの性行為・性的行為、ポルノの被写体にするなど  
**ネグレクト**：食事を与えない、着替えさせない、病院に連れて行かないなど  
**心理的虐待**：怒鳴る、脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど



## わたしたちができること～地域で見守る子育て～

①児童虐待について正しい知識をつけること ②子育て中の親子に優しいまなざしを

③疑わしい場合はまず相談

疑わしい場合は相談として事実確認をしてもらうことが早期発見につながります。通報や相談は匿名で対応してもらえるので、誰が通報したのかわかりません。また結果的に虐待ではなかったとしても、何もなかったという事実が確認できるので、まずは窓口への通報および相談が重要です。気になることがあったら児童相談所全国共通ダイヤル189（イチハヤク）もしくは子育て健康課窓口（377-5652）へご連絡ください。

## 子育て中の方へ

毎日、子育てを頑張っていると疲れてしまうこともあります。そんなときは無理をせず、家族や周囲の人たちに相談・協力してもらいましょう。がんばりすぎないことも大切です。ママやパパの元気な笑顔を見て、子どもたちは健やかに成長していきます。

子育てに悩んだり、つらく感じるときは我慢せずに、子育て健康課（377-5652）までご相談ください。

# DVは私たちの身近で起きています

内閣府の調べでは、DVによる関連施設への相談件数は増加傾向にあり、平成30年度には11万件を超える数になっており、女性の3人にひとりが、男性から何らかの暴力を受けた経験があるというデータもあります。

- 身体的な暴力：殴る、蹴る、平手打ち、首を絞める、突き飛ばすなど
- 精神的な暴力：ののしりバカにする、大声で怒鳴る、無視するなど
- 性的な暴力：性行為の強要、避妊に協力しない、無理にポルノ画像を見せるなど
- 経済的な暴力：生活費を渡さない・使わせない、働きに出ることを禁ずるなど
- 社会的な暴力：自由に外出させない、交友関係を制限する、携帯電話の履歴を細かくチェックするなど
- 子どもを巻き込む暴力：子どもの前で暴力を振るう・ののしる、バカにするなど

これらはすべて  
DVです

DVは、相手を支配するための一方的な暴力であり、対等な立場での一時的な夫婦げんかなどとは性質が異なります。また、「デートDV（恋人などの親密な関係、あるいはそうした関係であったものからの暴力）」もあり、DVは、配偶者だけではありません。

## 一人で悩まず、まず相談しましょう。

| 相談内容          | 相談窓口               | 電話番号         | 受付時間                            |
|---------------|--------------------|--------------|---------------------------------|
| 女性に関する相談窓口    | 三重県北勢福祉事務所         | 352-0557     | 月～金8時30分～16時<br>(祝日、年末年始を除く)    |
| DVに関する相談窓口    | 三重県女性相談所           | 059-231-5600 | 月、火、木、金9時～17時<br>水9時～20時        |
| 性暴力被害に関する相談窓口 | みえ性暴力被害者支援センター よりこ | 059-253-4115 | 月～金10時～16時                      |
| DV相談+（プラス）    | 内閣府                | 0120-279-889 | 電話、メール24時間受付                    |
| DVに関する相談      | 子育て健康課             | 377-5652     | 月～金8時30分～17時15分<br>(祝日、年末年始を除く) |